

茨木市障害者差別禁止条例の制定について（公開質問状）へのご回答

御名前（ 岩本 宇 ）

1. 國連「障害者権利条約」について

1-①

- 1. 茨木市としても障害者差別禁止条例の制定を検討していくべき
- 2. 茨木市として障害者差別禁止条例の制定は必要ない
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

障害者の権利と雇用が未だに  
保障されていない為

1-②

- 1. 茨木市としても手話言語条例の制定を検討していくべき
- 2. 茨木市として手話言語条例の制定は必要ない
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

言葉が聴こえない方や話しゃいい方に  
寄り、市民サービスを提供していく為

2. 茨木市役所での障害者雇用について

1. 茨木市役所の障害者雇用のあり方を抜本的に見直すべき
2. 茨木市役所の障害者雇用は、現在のままでいい
3. どちらとも言えない

④ その他 [ ]

その理由

茨木市役所 内部だけではなく  
茨木市全体で、考えて課題である。

3. 65歳問題について

1. 機械的に介護保険サービスを適用するのではなく、柔軟に対応すべき
2. 本人の意向に問わらず、介護保険サービスの利用を優先すべき
3. どちらとも言えない

4. その他 [ ]

その理由

障害者福祉サービスと介護サービスを  
一緒に考えてほしい

#### 4. 障害のある人の地域生活について

4-①

- 1. 茨木市としても24時間介護が必要である。
- 2. 茨木市として24時間介護が必要ではない。
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

障害者の生活を支えている

4-②

- 1. ガイドヘルパー利用の現状を知っていた。
- 2. ガイドヘルパー利用の現状を知らなかった
- 3. どちらとも言えない
- 4. その他 [ ]

その理由

広く周辺に体制を整えて  
いってきています。

5. 医療について

5-①入院時のヘルパー利用と障害のある方が受診できる市民総合病院の建設について

必要です。

5-②同行援護について

必要です。

6. 市民会館について

市は具体的な提案を示し、  
計画段階に進めてください。

ありがとうございました。  
茨木障害フォーラム（IDF）